

消費税免税制度利用について

在ギリシャ日本大使館

日本国籍を有する方で、海外に引き続き2年以上住んでいることが「戸籍の附票の写し」または「在留証明」(入国(帰国)日の6か月以内作成の原本)いずれかで確認できる場合は、免税購入することができます。

○消費税免税制度詳細 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

○問い合わせ先(観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当) : hqt-taxfree@mlit.go.jp

<戸籍の附票の写しについて(日本での取得)>

戸籍の附票の写しは日本入国(帰国)後に取得したのもでも問題ないとされています。

取得方法については、本籍地の市区町村にご確認ください。

<免税購入目的のための在留証明について(大使館での申請)>

- ・在留証明申請日からさかのぼって2年の間に、一度でも日本で住民登録または国外転出を行った場合、免税購入を目的とした在留証明は発行できません。
- ・申請人本人が以下の必要書類を揃えて来館する必要があります。
- ・同居家族の方であっても個別に申請いただく必要があります。
- ・オンライン在留届提出者はオンライン申請も可能ですが、交付時は申請人本人が来館する必要があります。

必要書類

(1) 日本旅券

(2) 本籍地が確認できる書類(戸籍謄(抄)本(または「戸籍電子証明書提供用識別符号」)、本籍地が記載された住民票)(写し可。発行日は問いません。)

※「在留証明」に本籍地の地番まで記載が必要です。

(3) 現住所が確認できる書類(例: 賃貸契約書、公共料金の請求書や領収書、銀行のステートメント等)

※申請人の氏名と住所が記載されているもの。

(4) 滞在期間(2年以上前からギリシャ国内に住所を定めた年月日)が確認できる書類(例: 賃貸契約書、公共料金の請求書や領収書等)

※「在留証明」に住所を定めた年月日の記載が必要です。

(5) **手数料**(交付時支払い)

<注意事項> 非居住者の免税購入には、旅券に上陸許可(帰国)スタンプ押印が必須です。自動化ゲートを利用される場合は、ゲート通過後、税関検査前までに、押印が必要な旨を上陸審査場職員に申し出てください。

自動化ゲートの運用について(出入国在留管理庁)

https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/nyuukokukanri01_00111.html

日本人一時帰国者向け免税購入 Q&A（観光庁ウェブサイトから抜粋）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/faq.html>

○必要書類について

<証明書類についての共通の質問>

Q：免税購入するために必要な書類と必要部数を教えてください。

A：「在留証明」or「戸籍の附票の写し」の原本が1部必要です。

Q：海外に2年以上住んでいますが、異国間で引越しをしました。引越し後の国に2年以上住んでいませんが、免税購入することはできますか。

A：「戸籍の附票の写し」にて、海外に2年以上住んでいることが確認できる場合は、免税購入することができます。

Q：海外に2年以上住んでいることは「在留証明」or「戸籍の附票の写し」の原本どこを確認すればよいですか。

A：「在留証明」or「戸籍の附票の写し」に記載している海外に住所を定めた日（それに準ずる記載）が、発給日（作成日）と比較して「2年以上前であること」を確認してください。

Q：「在留証明」or「戸籍の附票の写し」の有効期限はありますか。

A：免税購入するためには、直近の入国（帰国）日の6ヵ月前の日以降に作成された「在留証明」or「戸籍の附票の写し」が必要です。「戸籍の附票の写し」については日本入国（帰国）後に取得いただいても問題ありません。

例. 2023年7月1日に入国した場合は2023年1月1日以降に作成された書類

<戸籍の附票の写しについて>

Q：「戸籍の附票の写し」を取得するためには何が必要ですか。

A：「戸籍の附票の写し」の取得方法については、本籍地の市区町村にご確認ください。

※「戸籍の附票の写し」には原則本籍が省略となっておりますので取得の際、お気をつけください。

Q：「戸籍の附票の写し」が1枚あれば、筆頭者以外であっても免税購入することはできますか。

A：筆頭者以外であっても海外に2年以上住んでいることの確認ができる場合は、免税購入することができます。

Q:「戸籍の附票の写し」にて本籍地が確認出来ない場合、免税購入することができますか。
A:本籍地が二重線等で消されている場合には、現在の本籍地を確認することができないため、免税購入することはできません。

○免税対象者について

Q:海外に今後2年以上住み続ける予定があれば免税対象ですか。
A:2023年4月1日の制度改正により、証明書類発給時点で2年以上海外に住んでいない方は免税対象外です。

Q:免許や相続の手続き等で一時的に日本に住民票を移した場合、免税購入することはできますか。
A:一時的に日本に住所を移した後に海外に2年以上居住していない場合、免税購入することはできません。

<在留証明について>

Q:同一国内(海外)で引越しをした場合であっても、「在留証明」により海外に2年以上住んでいることを証明することはできますか。
A:「在留証明」の場合、当該大使館・総領事館等の管轄地域内で引っ越ししたケースであり、転居かつ過去の住所を証明できる資料があれば発行することが可能です。同一国内の転居であっても、大使館・総領事館等の管轄地域が異なる場合であっても、発行できるケースもありますので、詳しくは居住地管轄の大使館・総領事館等にご確認ください。

Q:「在留証明」の「形式2」で「同居家族」に記載のある者についても、個別に「在留証明」を取得する必要はありますか。
A:「在留証明」の「形式2」では、申請人本人以外の方についての居住期間は証明されていないことから、申請人本人以外の方が免税購入するためには、個別に免税を受けたい本人が「在留証明」を申請して取得する必要があります。

Q:「在留証明」の現住所欄の「住所を定めた年月日」の記入欄に「年月」のみ記載されている場合、免税購入することはできますか。
A:「年月」のみで海外に2年以上住んでいることの確認ができれば、免税購入することは可能ですが、日にちまで記載した証明の発行を受けるようにしてください。

以上